「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在)

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数172.7万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者

約39.5万人

(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)

・ 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者

約58.0万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・ これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬 を受ける活動が可能。

③ 技能実習

約35.2万人

- ・ 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・ 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から 雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

4 特定活動

約6.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー、 外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・ 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容 により報酬を受ける活動の可否が決定。

(5) 資格外活動 (留学生のアルバイト等)

約33.5万人

・ 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

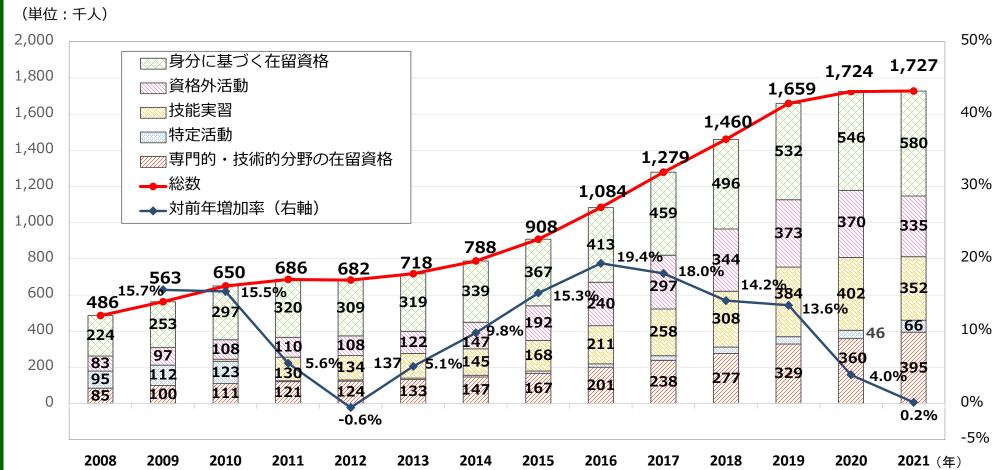
「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例				
教 授	大学教授等				
高度専門職	ポイント制による高度人材				
経営•管理	企業等の経営者・管理者				
法律 •会計業務	弁護士、公認会計士等				
医療	医師、歯科医師、看護師				
研究	政府関係機関や私企業等の研究者				
教育	中学校・高等学校等の語学教師等				
技 術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、 私企業の語学教師、マーケティング業務 従事者等				
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者				
介護	介護福祉士				
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、 航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等				
特定技能	特定産業分野(注)の各業務従事者				

- (注) 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業 (平成30年12月25日閣議決定)
- ※ 外国人雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、 在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充 実等に関する法律第28条)。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2021年10月末時点で過去最高の172万7,221人。
- 在留資格別にみると、<u>「特定活動」(前年比 44.7%増)、「専門的・技術的分野の在留資格」</u> (同 9.7%増)、「身分に基づく在留資格」(同 6.2%増)の伸び率が大きい。



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末現在)

注1:「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

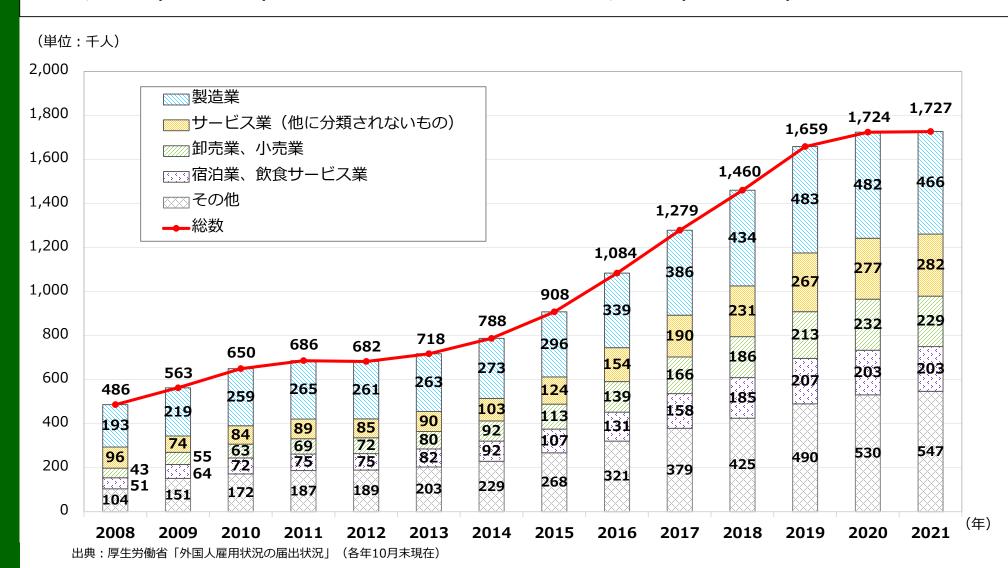
注2:「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注3:「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注4:「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

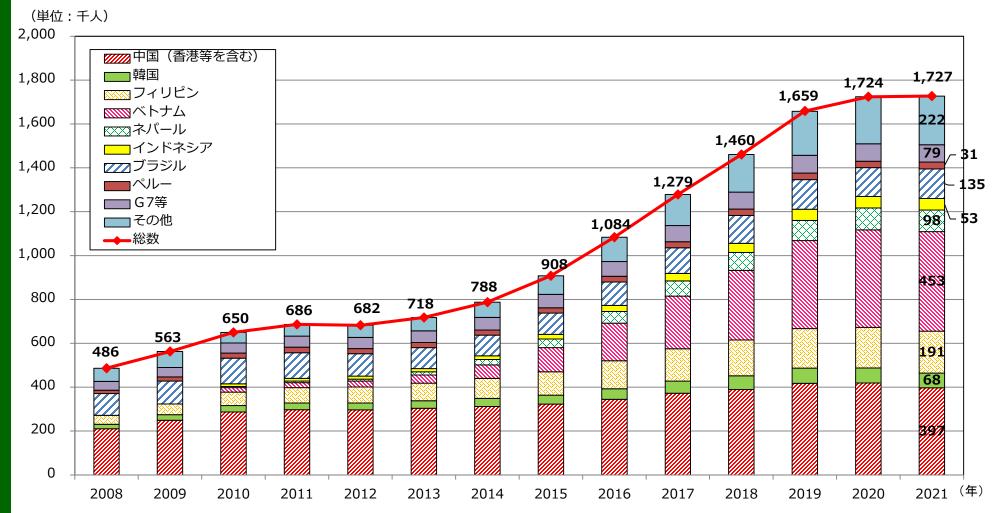
産業別にみた外国人労働者数の推移

○ 産業別にみると、「製造業」が最も多く465,729人で、外国人労働者全体の27.0%を占めている。 次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が282,127人(同 16.3%)、「卸売業、小売業」が 228,998人(同 13.3%)、「宿泊業、飲食サービス業」が203,492人(同 11.8%)の順となっている。



国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別にみると、**ベトナムが最も多く**453,344 人で、**外国人労働者全体の26.2%**を占めている。 次いで<u>中国が397,084 人(同 23.0%)、フィリピンが191,083 人(同 11.1%)</u>の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にペルーが前年比で8.0% (2,327人)増と増加率が高い。 次いでフィリピンが同 3.4%(6,333人)増、ブラジルが同 2.9%(3,865人) 増となっている。



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末現在)

日本で就労する外国人労働者(在留資格別・国籍別)

- ベトナムは「技能実習」が44.6%、次いで「資格外活動(留学等)」が26.9%。
- インドネシアは「技能実習」が56.3%。ネパールは「資格外活動(留学等)」が67.8%。
- フィリピンやブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多い。

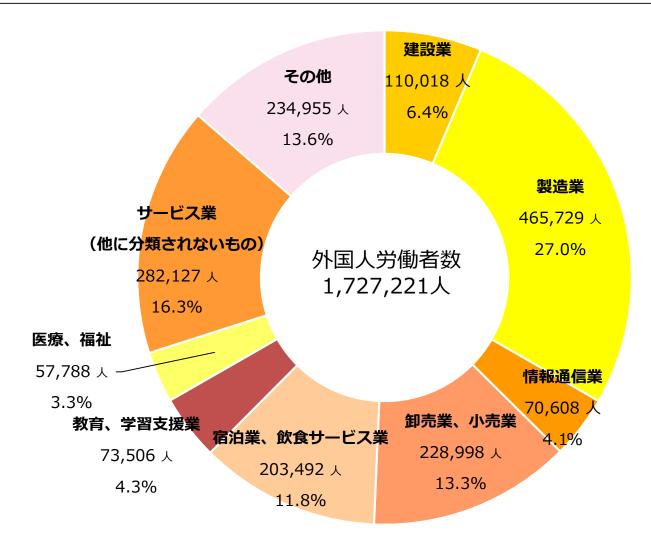
(単位:人)

在留資格	総数	①専門的· 技術的分野	②身分に基づく 在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,727,221	394,509	580,328	351,788	65,928	334,603
中国	397,084	125,817	125,231	54,161	5,179	86,690
韓国	67,638	28,651	28,615	16	2,734	7,615
フィリピン	191,083	14,316	140,748	28,553	4,693	2,767
ベトナム	453,344	83,663	17,457	202,218	27,998	122,005
ネパール	98,260	22,410	5,052	596	3,549	66,653
インドネシア	52,810	7,905	6,663	29,716	3,461	5,065
ブラジル	134,977	855	133,671	60	101	290
ペルー	31,381	162	31,039	59	37	83
その他	300,644	110,730	91,852	36,409	18,176	43,435

出典: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)」

産業別外国人労働者数

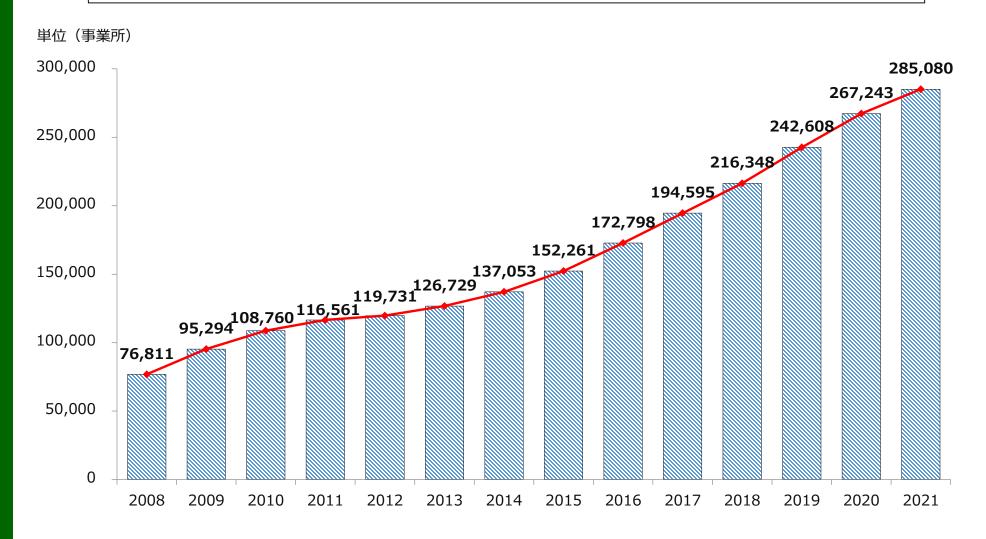
○ 産業別にみると、**「製造業」が最も多く、**465,729人で、**外国人労働者全体の27.0%**を占めている。 次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が282,127 人(同 16.3%)、「卸売業、小売業」が 228,998 人(同 13.3%)、「宿泊業、飲食サービス業」が203,492人(同 11.8%)の順となっている。



出典: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)」

外国人雇用事業所数の推移

- 外国人を雇用する事業所数は、2021年10月末時点で過去最高の285,080か所。
- 特に2014年以降は、毎年約2万事業所ペースで増加。



出典: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)」